

橋梁定期点検とは

定期点検は、道路橋の各部材の状態を把握、診断し、当該道路橋に必要な措置を特定するために必要な情報を得るためのものであり、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るため等の橋梁に係る維持管理を適切に行うために必要な情報を得ることを目的に実施します。定期点検の頻度は、基本的に5年に1回実施します。

判定区分は以下のとおりです。

判定区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

平成22年度・平成26年度に実施した橋長15m以上の橋梁点検結果

判定区分	橋梁数
I	7
II	7
III	2
IV	0
計	16

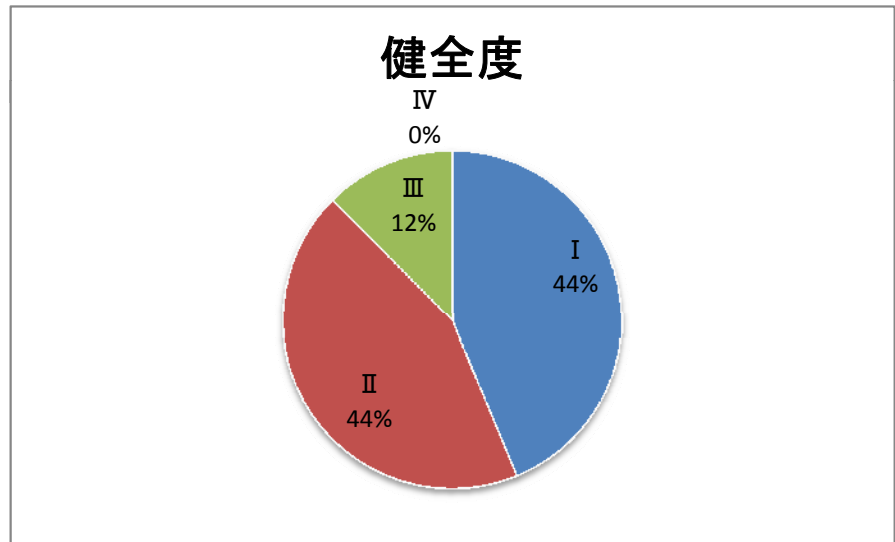


図1

判定区分の I ~ IV に分類する場合の措置の基本的な考え方は以下のとおりとする。

I	監視や対策を行う必要のない状態
II	状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態
III	早期に監視や対策を行う必要がある状態
IV	緊急に対策を行う必要がある状態

※ 上記、Ⅲ判定の1橋については現在架け替え工事中。他の橋梁についても長寿命化修繕計画に基づき定期点検及び修繕を計画しています。